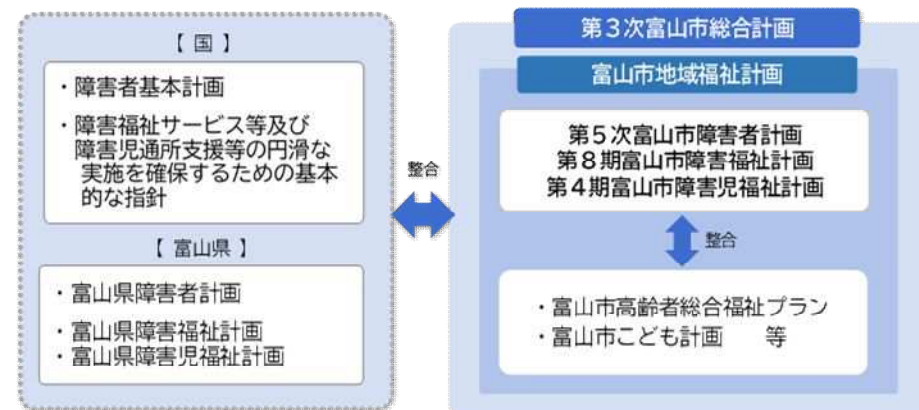


第5次富山市障害者計画・第8期富山市障害福祉計画・第4期富山市障害児福祉計画【骨子案】

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置付け



3 計画の性格

4 計画の期間

5 障害者施策をめぐる国等の動向

6 障害保健福祉圏域

7 計画の策定体制

第2章 障害者を取り巻く現状と課題

- 1 本市の人口の状況
- 2 障害のある人の状況
- 3 障害福祉サービス等利用者の推移
- 4 障害福祉に関する市民向けアンケート調査結果
- 5 障害者団体・サービス提供事業者へのアンケート調査結果
- 6 課題の整理

第3章 計画の基本的な考え方

前計画の理念を継承します。

2 計画策定・推進の基本的視点

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重
- (2) 障害のある人を取り巻く社会的障壁の除去
- (3) 障害特性に応じたきめ細かな支援

第4章 第5次障害者計画の施策展開

- 基本施策Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
基本施策Ⅱ バリアフリー化の促進と情報アクセシビリティの向上
基本施策Ⅲ 生活の質の向上
基本施策Ⅳ 保健・医療・教育の充実
基本施策Ⅴ 障害者が活躍できる地域づくり

第5章・第6章
第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の施策展開

国の基本指針に基づき、以下の提供体制の確保と充実を図ります。

令和 11 年度に向けた成果目標の設定

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の見込量と確保策

第7章 計画の推進

「第5次富山市障害者計画」施策体系（案）

国	障害者基本計画（第4次） （計画期間：2023（令和5）～2027（令和9）年度）
	【基本理念（抜粋）】 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
	1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 （１）権利擁護の推進、虐待の防止 （２）障害を理由とする差別の解消の推進
	2 安全・安心な生活環境の整備 （１）住宅の確保 （２）移動しやすい環境の整備等 （３）アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 （４）障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
	3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 （１）情報通信における情報アクセシビリティの向上 （２）情報提供の充実等 （３）意思疎通支援の充実 （４）行政情報のアクセシビリティの向上
	4 防災、防犯等の推進 （１）防災対策の推進 （２）東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 （３）防犯対策の推進 （４）消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	5 行政等における配慮の充実 （１）司法手続等における配慮等 （２）選挙等における配慮等 （３）行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 （４）国家資格に関する配慮等
	6 保健・医療の推進 （１）精神保健・医療の適切な提供等 （２）保健・医療の充実等 （３）保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 （４）保健・医療を支える人材の育成・確保 （５）難病に関する保健・医療施策の推進 （６）障害の原因となる疾病等の予防・治療
	7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 （１）意思決定支援の推進 （２）相談支援体制の構築 （３）地域移行支援、在宅サービス等の充実 （４）障害のあるこどもに対する支援の充実 （５）障害福祉サービスの質の向上等 （６）福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 （７）障害福祉を支える人材の育成・確保
	8 教育の振興 （１）インクルーシブ教育システムの推進 （２）教育環境の整備 （３）高等教育における障害学生支援の推進 （４）生涯を通じた多様な学習活動の充実
	9 雇用・就業、経済的自立の支援 （１）総合的な就労支援 （２）経済的自立の支援 （３）障害者雇用の促進 （４）障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 （５）一般就労が困難な障害者に対する支援
	10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 （１）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 （２）スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
	11 国際社会での協力・連携の推進 （１）国際社会に向けた情報発信の推進等 （２）国際的枠組みとの連携の推進 （３）政府開発援助を通じた国際協力の推進等 （４）障害者の国際交流等の推進

県	富山県障害者計画（第4次） （計画期間：2024（令和6）～2029（令和11）年度）
	【基本理念（抜粋）】 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現
	I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備
	1 障害及び障害のある人に対する理解の促進 （１）啓発・広報活動の推進 （２）福祉教育の推進 （３）地域における交流の促進と県民の参加 （４）ボランティア活動の推進
	2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 （１）障害を理由とする差別の解消 （２）権利擁護の推進及び虐待の防止
	3 コミュニケーション支援体制の確立 （１）情報バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 （２）情報アクセシビリティの向上 （３）意思疎通支援の充実
	4 住みよい生活環境の整備 （１）暮らしやすい住まいの整備 （２）人にやさしいまちづくりの整備 （３）利用しやすい交通、移動手段の整備 （４）ユニバーサルデザインの普及
	5 安心して暮らせるまちづくりの推進 （１）交通安全対策の充実 （２）防災対策の推進 （３）防犯対策の推進 （４）感染症対策の推進 （５）消費者トラブルの防止
	II 質の高い保健・医療体制の充実
	1 保健・医療施策の充実 （１）障害の原因となる疾病の予防・早期発見 （２）保健・医療体制の充実 （３）リハビリテーション提供体制の充実 （４）精神保健・医療施策の推進 （５）保健・医療を支える人材の育成・確保
	III 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実
	1 相談支援体制の整備 （１）自己決定の尊重及び意思決定の支援 （２）地域における相談支援体制の充実 （３）専門的な相談支援体制の充実
	2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実 （１）在宅サービス等の充実 （２）障害特性等への対応
	3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 （１）施設整備の基本的な考え方 （２）施設機能の充実と地域生活支援への活用
	4 質の高い障害福祉サービスの提供 （１）障害福祉サービスの質の向上 （２）障害福祉を支える人材の育成・確保・定着
	IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実
	1 障害のある子どもの教育・育成の充実 （１）地域療育体制の整備 （２）インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 （３）一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進
	2 雇用・就労の促進 （１）障害のある人の雇用促進、就労支援 （２）一般就労が困難な障害者に対する支援の充実
	3 社会参加活動の推進 （１）スポーツ活動の振興 （２）文化芸術活動等の振興 （３）社会参加促進事業等の推進

市	富山市 現行計画（第4次） （計画期間：2021（令和3）～2026（令和8）年度）	
	【基本理念】 障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現を目指して	
	I 地域共生社会の実現に向けて	基本理念と重複するため変更 （国・県に合わせる）
	1 差別の解消 （１）障害に対する理解促進 （２）障害を理由とする差別の禁止 （３）福祉教育の推進	
	2 権利擁護の推進 （１）権利擁護システムの構築 （２）市民参加・政治参加	
	3 虐待の防止	
	4 ボランティア活動 （１）ボランティア意識の醸成 （２）ボランティアの育成	「4 ボランティア活動」を 「基本施策Ⅴ」へ
	II バリアフリー化の促進に向けて	「情報アクセシビリティ」を追加
	1 情報提供 （１）情報提供の充実 （２）意思疎通手段の確保	
	2 すべての人にやさしい街づくり （１）公共交通機関の整備 （２）みちの整備 （３）建築物の整備 （４）公園、水辺空間等オープンスペースの整備	(3)(4)を整理
	3 住環境の整備 （１）民間住宅への助成 （２）市営住宅の改善等	
	4 防災・防犯対策 （１）在宅の障害のある人に対する防災対策 （２）障害者施設における防災と感染症対策 （３）防犯対策の推進	バリアフリー化の要素が薄いことから「基本施策Ⅲ」へ
	III 生活の質の向上に向けて	
	1 相談支援体制 （１）総合的な相談支援体制の充実	
	2 生活支援サービス （１）在宅サービスの充実 （２）生活の場の確保・充実 （３）施設サービスの見直し （４）福祉用具等の利用促進 （５）経済的支援	「Ⅲ 生活の質の向上に向けて」のうち、 「1 相談支援体制」 「3 推進基盤の整備」を 「1 支援体制の整備」 「2 人材の確保（新）」に再構成
	3 推進基盤の整備 （１）専門職の確保と養成 （２）体制の整備と連携 （３）切れ目のない一貫した支援	
	IV 保健・医療の充実に向けて	
	1 保健・医療 （１）障害の予防と早期発見・早期治療の推進 （２）健康管理・増進施策の充実 （３）医療サービスの充実 （４）リハビリテーションの充実 （５）精神保健・医療施策の充実	
	V 自立と社会参加の促進に向けて	「総合計画」を踏まえ、 「障害者が活躍できる地域づくり」に変更
	1 療育・教育 （１）療育・幼児教育の充実 （２）学校教育の充実 （３）社会教育の充実 （４）特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	「療養・教育」は「基本施策Ⅳ」へ
	2 雇用・就労 （１）一般就労の拡大と支援 （２）福祉的就労の支援	表現の変更
	3 スポーツ・レクリエーション、文化 （１）スポーツ・レクリエーションの振興 （２）文化活動への参加促進 （３）公共施設の有効利用	

市	富山市 第5次計画（案） （計画期間：2027（令和9）～2032（令和14）年度）
	【基本理念】 ※第4次から継続 障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現を目指して
	I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	1 差別の解消 （１）障害に対する理解促進 （２）障害を理由とする差別の禁止 （３）福祉教育の推進
	2 権利擁護の推進 （１）権利擁護システムの構築 （２）市民参加・政治参加
	3 虐待の防止
	II バリアフリー化の促進と情報アクセシビリティの向上
	1 情報提供 （１）情報提供の充実 （２）意思疎通手段の確保
	2 すべての人にやさしい街づくり （１）公共交通機関の整備 （２）みちの整備 （３）建築物・公園等の整備
	3 住環境の整備 （１）民間住宅への助成 （２）市営住宅の改善等
	III 生活の質の向上
	1 支援体制の整備 （１）相談支援体制の充実 （２）庁内体制の整備・関係機関の連携
	2 人材の確保（新） （１）専門職の確保と養成 （２）新たな人材の確保 （３）障害福祉現場の環境改善
	3 生活支援サービス （１）在宅サービスの充実 （２）生活の場の確保・充実 （３）施設サービスの充実 （４）福祉用具等の利用促進 （５）経済的支援
	4 防災・防犯対策 （１）在宅の障害のある人に対する防災対策 （２）障害者施設における防災と感染症対策 （３）防犯対策の推進
	IV 保健・医療・教育の充実
	1 保健・医療 （１）障害の予防と早期発見・早期治療の推進 （２）健康管理・増進施策の充実 （３）医療サービスの充実 （４）リハビリテーションの充実 （５）精神保健・医療施策の充実
	2 療育・教育 （１）療育・幼児教育の充実 （２）学校教育の充実 （３）社会教育の充実 （４）特別な支援が必要な障害児に対する支援
	V 障害者が活躍できる地域づくり
	1 雇用・就労 （１）一般就労の拡大と支援 （２）一般就労が困難な障害者に対する支援
	2 スポーツ・レクリエーション、文化 （１）スポーツ・レクリエーションの振興 （２）文化活動への参加促進 （３）公共施設の有効利用
	3 ボランティア活動 （１）ボランティア意識の醸成 （２）ボランティアの育成

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

【資料3】

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標について		【資料4】
次期計画（第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画）	現行計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	(同 左)	
(1)地域生活移行者 目 標 値： 令和7年度末 時点の施設入所者の 6% 以上が地域生活へ移行	(1)地域生活移行者 目 標 値： 令和4年度末 時点の施設入所者の 6% 以上が地域生活へ移行	
(2)施設入所者の削減 目 標 値： 令和7年度末 時点の施設入所者数から 5% 以上削減	(2)施設入所者の削減 目 標 値： 令和4年度末 時点の施設入所者数から 5% 以上削減	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(同 左)	
活動指標①：保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	(同 左)	
活動指標②：保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加数	活動指標②：保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	
活動指標③：保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	活動指標③：保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	
活動指標④：心のサポーター養成研修実施回数【新規】		
活動指標⑤：精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】		
活動指標⑥：精神障害者の地域移行支援の利用者数	(同 左)	
活動指標⑦：精神障害者の地域定着支援の利用者数	(同 左)	
活動指標⑧：精神障害者の共同生活援助の利用者数	(同 左)	
活動指標⑨：精神障害者の自立生活援助の利用者数	(同 左)	
活動指標⑩：精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	(同 左)	
活動指標⑪：精神障害者の短期入所の利用者数【新規】		
3 地域生活支援の充実	(同 左)	
(1)地域生活支援拠点等の整備 目 標 値：各市町村に整備（複数市町村による共同設置を含む）する 活動指標①：設置個所数とコーディネーターの配置人数 活動指標②：支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	(同左)	
(2)強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	(同左)	
4 福祉施設から一般就労への移行等	(同 左)	
(1)一般就労への移行者数 目 標 値：福祉施設から一般就労への移行者数を 令和6年度実績の1.31倍 以上とする	(1)一般就労への移行者数 目 標 値：福祉施設から一般就労への移行者数を 令和3年度実績の1.28倍 以上とする	
(2)就労移行支援事業 目標値①：就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を 令和6年度実績の1.14倍 以上とする 目標値②：就労移行率5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする	(2)就労移行支援事業 目標値①：就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を 令和3年度実績の1.31倍 以上とする 目標値②：就労移行率5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする	
(3)就労継続支援A型事業 目 標 値：一般就労への移行者数を 令和6年度実績の1.52倍 以上とする	(3)就労継続支援A型事業 目 標 値：一般就労への移行者数を 令和3年度実績の1.29倍 以上とする	
(4)就労継続支援B型事業 目 標 値：一般就労への移行者数を 令和6年度実績の1.67倍 以上とする	(4)就労継続支援B型事業 目 標 値：一般就労への移行者数を 令和3年度実績の1.28倍 以上とする	
(5)就労定着支援事業 目 標 値：利用者数を 令和6年度実績の1.47倍 以上とする	(5)就労定着支援事業 目 標 値：利用者数を 令和3年度実績の1.41倍 以上とする	
(7)就労定着支援事業所における就労定着率 目 標 値：就労定着率が 7割 以上の事業所を全体の 2割5分 以上とする	(同左)	

5 障害児支援の提供体制の整備等	(同 左)
(1)障害児に対する重層的な地域支援体制の構築 目標値①：児童発達支援センターの設置 目標値②：障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を活用した支援体制の構築 目標値③： <u>インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】</u>	(1)障害児に対する重層的な地域支援体制の構築 目標値①：児童発達支援センターの設置 目標値②：障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を活用した支援体制の構築
(2)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備	(同左)
(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	(同左)
(4) <u>障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】</u>	
6 相談支援体制の充実・強化等	(同 左)
(1)基幹相談支援センターの設置 目 標 値：基幹相談支援センターの設置 <u>活動指標①：基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数</u> <u>活動指標②：基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合</u> <u>活動指標③：基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無</u>	(1)基幹相談支援センターの設置 目 標 値：基幹相談支援センターの設置 活動指標①：地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 活動指標②：地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 活動指標③：地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
(2)自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、 <u>地域における課題解決に向けた取組</u>	<u>(2)自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</u>
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	(同 左)
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 活動指標：県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	(同 左)
(2)障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有 活動指標：障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	(同 左)
(3)指導監査結果の関係自治体との共有 活動指標：県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及びそれに基づく共有回数	(同 左)